

第35回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和2年11月4日（水）13:30～13:35

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

竹内参事官、實國参事官、下村補佐

4. 議 題

(1) 関西電力株式会社高浜発電所1～4号炉の発電用原子炉の設置変更許可について（答申）

(2) その他

5. 審議事項

(岡委員長) それでは時間になりましたので、ただいまから第35回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、1つ目が関西電力株式会社高浜発電所1～4号炉の発電用原子炉の設置変更許可について（答申）。2つ目がその他です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 1つ目の議題は、関西電力株式会社高浜発電所1～4号炉の発電用原子炉の設置変更許可について（答申）でございます。

それでは事務局よりご説明お願いいたします。

(下村参事官補佐) 資料第1号に基づき説明させていただきます。

本件は、先日の規制庁からの説明にもありましたとおり、関電高浜発電所における基準津波として、津波警報が発表されない可能性のある「隠岐トラフ海底地すべり」を波源とする津波を追加し、これに対する防護方針を記載するという内容の変更許可申請に係る諮問についての答申案です。

それでは、答申案を読み上げさせていただきます。令和2年10月14日付け原規規発第2010148号をもって意見照会のあった標記の件に係る原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用についての原子力委員会の意見は、別紙のとおりである。

次のページの別紙ですが、
本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理等拠出金法）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するということ
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるということ

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論をIAEAから得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。それでは質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 説明ありがとうございます。

異議はございません。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

私も異議ございません。これでよろしいかと思えます。

(岡委員長) 私も異議はありません。

それでは案のとおりするという事でよろしいでしょうか。

それでは異議はないようですので案のとおり答申することといたします。

議題 1 は以上です。

議題 2 について事務局からお願いします。

(竹内参事官) 議題 2 でございます。今後の会議予定でございます。

次回原子力委員会の開催につきましては、11月10日13時半から、場所、8号館6階623会議室、議題は調整中で、後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは御発言がないようですので、これで本日の委員会は終わります。ありがとうございました。